特集

コーポレートガバナンスと人事戦略

―どこへ向かおうとしているのか―



〈国際フォーラムから〉

日米比較

コーポレートガバナンス 改革と雇用・労働関係

りつつある。このような企業統治システム 係者が与える人事戦略への影響や、経営者 を取り上げる。あわせて、調査研究報告書 か国の経済、企業システムが直面する課題 バナンス改革と雇用・労働関係」(一月三一 透し、影響を及ぼそうとしているのか。 ー)のバランスを重視した経営を行ってき 銀行といった利害関係者(ステークホルダ 除フォーラム「日米比較:コーポレートガ 0人事戦略」から、企業が重視する利害関 **拠治システムの変遷とあわせて、現在、わ** ロ)から、日本に影響の大きい米国の企業 「企業のコーポレートガバナンス・CSR 株主価値を重視した経営に舵を切 雇用・労働関係にどのように浸 市場主義経済の世界的な広がり 「物言わぬ株

カリフォルニア大学ロス・アンゼルス校アンダーソン経営大学院教授 サンフォード M.ジャコビィ

ーポレートガバナンスと屋

1.コーポレートガバナンス

型、日本型とさまざまな形での資本主 ガバナンスは、所得や富の配分につい なる要素である。また、コーポレート の管理体制」のなかで、重要なカギと とリターンの問題に関しては、「配分 組みがどのようになっているか。さら 義を生み出している。 している。そのため、ドイツ型、 て各国固有の仕組みと諸制度を背景と 一連の合意事項である。特に、リスク っているかといった企業経営をめぐる に、リスクとリターンの配分はどうな た意思決定や企業のコントロールの仕 の役割を明らかにしていくことといっ 経営をめぐる一連の合意事項だといえ 誰が企業経営を支配するのか、ま ーポレートガバナンスとは、企業 (最高責任幹部)や役員会 英米

だという事実がある。企業には社会的 業は現代経済の中で非常に重要な組織 のはなぜか。この問いについては、企 ンスが大事なのか。私たちがコーポレ なインフラや法的な枠組みを企業に対 な責任がある。そして、社会は経済的 ートガバナンスをこれほど話題とする して提供する義務を負っている。 それでは、なぜコーポレートガバナ

> を始めている。 用の安定性―においてどういった慣行 スと人的資源―たとえば技能形成や雇 で、私は最近、コーポレートガバナン があるのか、その関係についての調査

は今後、研究が必要とされている。 果がどうなるのか。すなわち、リスク 者に対して行われているのかについて とリターンの配分がどのように各当事 コーポレートガバナンスと配分の結

どう考慮するかの問題も含まれる。 なければならない。もちろんそこには クホルダーの関心と利害にも目を向け 続させていくためには、将来のステー 株主は、今後の経営環境にとって大き ことを考えなければならない。将来の に考慮すべきなのかという問題である。 部が意思決定において利益をどのよう サプライヤー、銀行、そして従業員を な要素になるからだ。企業が経営を持 いうまでもなく、現在と将来の株主の 他にもガバナンスにかかわる問題と ガバナンスの重要課題は、企業の幹

問題もある。 日本やアメリカで大きな問題

バランスをどのようにとっていくかの るし、短期的な利害と長期的な利害の 利益を追求しているかという問題があ ルダーに対して公正、効果的に企業の

においてどういった役割を果たすべき またステークホルダーは、ガバナンス なのかということも重要な課題となっ となっているのは、企業の社会的責任 (CSR) とは何かという問題である。

ている。

ある。 の社会で固有の答えを探っていかなけ 回答は一つなのか、それともそれぞれ ればならないのかという問題が最後に そして、この問題に対するベストの

2.歴史的にみた日米の

されている。 従業員はあくまでも生産の要素とみな 価値の最大化を追求していくモデルが 圧倒的な優勢となっている。この場合、 カやイギリスでは、企業の幹部が株主 ナンスモデルが存在している。アメリ 今日、世界中には、さまざまなガバ

よって求められている。この場合、 となっており、従業員との協議も法に よって定められているステークホルダ れている。 かのステークホルダーにも役割が振ら ーモデルがある。従業員の参画が必要 一方、ヨーロッパ大陸では、 、法律に ほ

しては、いかに企業幹部がステークホ

マルな、すなわち制度化されない形で 日本はどうかといえば、 インフォー

> はない。 部は株主や他のグループの利害の調和 ではないかと思う。株主はいくつかの って定められている義務があるわけで をとりながらやっているが、法律によ グループの中のひとつであり、企業幹 のステークホルダーモデルと呼べるの

日米 一九〇〇~一九三〇

がある。 歴史的に見ると、日本とアメリカが過 た方向に向かっており、 去から現在に至る中で、非常に類似し っていると思われるかもしれないが、 バナンスへの取り組みがまったく異な 日本やアメリカは、コーポレートガ 興味深いもの

世紀初頭、日本とアメリカは非常に似 株主至上主義の時代でもあった。この 権主義的な大企業があり、 ていたといえる。 でもあり、 時代は、金融がグローバル化した時代 レートガバナンスを圧倒的に支配した 市場があった。当時は、株主がコーポ たい。この時代、日本もアメリカも父 から一九三○年ぐらいまでを振り返り ここで時代をさかのぼり一九〇〇 今日と重なっている。二〇 活発な株式

本も同様であった。この時代は、 ルダーモデルをつくっていったが、 そして戦後、アメリカはステークホ 金融 日



くのかという問題を考えていく必要が 化の時代にあって日本はどうなってい が現在、私たちが取り組まねばならな るのかもしれない。そして、これこそ そうではなかった。現在は戻りつつあ 体制の時代であった。 い大きな問題である。金融グローバル 上主義モデルにまた戻ったが、日本は かつての二〇世紀初頭のような株主至 市場が管理されていたブレトンウッズ そして一九八○年以降、アメリカは

よ、三旦的こ圣斉を支記する大企業が る一九○○年から一九三○年にかけて 日本とアメリカのスタート地点であ

3.アメリカ社会の変化

15%

18%

対象となった。そして、アメリカは大 政府の規制も強化された。こうした中 率が上昇していき、組合活動に対する 変化があったかをまず見てみる。アメ 株式を所有する株主となっていった。 しかし同時にこの頃、 世論から悪評を受けることになった。 恐慌にみまわれ、その結果、大企業は 企業活動のみならず金融市場も規制の リカの場合、この間に労働組合の加入 な変化が起きたのか。 では、その後アメリカ社会ではどん 九三〇年から四五年の間にどんな 多くの人たちが

図表1 トップ1%の収入が全体に占める割合

15%

15%

18%

1900年

1920年

1925年

ッパとは異なり弱かった。 いたわけである。労働組合は、ヨーロ を何倍にもしようということで働いて けである。すなわち、株主の所有価値 専門の経営陣によって行われていたわ 営支配権が分離していた。企業経営は その当時、日米両国とも所有権と経

果が出ていた。 分配は不公平に行われているという結 に分配されていた。そのために、所得 そして、事業活動から得た利益は株主 需給に合わせた雇用の調整をしていた。 行っていた。当時は、終身雇用はなく、 営の方法で、従業員への分配を様々に また、いわゆる父権主義的な企業経

日米ともトップ一%の人たちが得てい は非常に似たパターンを示している。 段階の分配を見ると、日本とアメリカ た所得の割合は大体同じだったといえ したものである。一九○○年代の初期 に占める割合をアメリカと日本で比較 図表1は、トップ一%の収入が全体

> そして、創設者の株主所有分がどんど 裏づけようとした。 くった。そして、企業支配の正当性を バナンス・モデルを発展させ、「ステ った。各企業は新しいコーポレートガ 通じて、経営陣の支配が強くなってい ん個人投資家へと移っていった。 このような所有権を分散する過程を ・クホルダーモデル」をこの時代につ

このモデルは、第二次大戦から一九八 ていた。財務的には、内部留保に関し デルとはどういったものだったのか。 用可能資金と考えていた。 て、これを債務とするのではなく、 同じ内部の人間がなるという形をとっ 選ばれていた。役員会も、取締役会も と忠誠心に基づいて社内の内部者から は存在しなかった。CEOはその経験 はCEOは通常、内部者(インサイダ ○年代まで続いた。この間アメリカで ー)とされていた。CEOの労働市場 ではアメリカのステークホルダーモ 利

システムの中で、経営陣は、その役割 供するようになった。さらに、利益や して雇用保障とか年金、健康保険を提 始めるようになった。その一つの形と ようになり、従業員とリスクを共有し テークホルダーとして従業員を認める チである。そして、このとき企業はス を対立する利害の調整役と考えていた。 点を重視するようになった。こうした 投資を行い、終身雇用という長期的視 レントも従業員と共有するようになっ 一種のステークホルダー的なアプロー 企業は、長期計画を立て、長期的な

%の収入が一九三〇年代は一八%で 経営者は収入を分配し始め、 トップ

> 年代初頭まで維持された。 下した。この八%のレベルは一九八〇 あったが、一九五二年には八%まで低

株主が特別に優先されることはない」 場にある。経営の役割は、四者すべて 株主に対する責任、④一般大衆に対す 書いてある。すなわち、①消費者に対 業経営者は四つの広範な責任を負うと メリカだったと言える。 としている。これが一九五〇年代のア に対して正義を確保することである。 る責任――であり、「四者は対等の立 する責任、②従業員に対する責任、③ だったかが、明らかにされており、 中では当時の経営理念がどういうもの メリカの経営理念)』と題する本をハ ステークホルダー信条 一九五六年 **『アメリカン・ビジネス・クリード(ア** ・バード大学から出版した。この本の 一九五六年に三人のエコノミスト 企

強すぎたからというもので、これは一 続く。その理由は、この時期、アメリ とを理由にあげる人たちもいた。 経営者が非効率的で、無能だというこ 組合の動きなどであった。また中には、 の不満、さらに、争議行為を行う労働 九三〇年代の規制が続いていることへ スが弱くなった理由は、政府の規制が ったということである。パフォーマン カの経済パフォーマンスが比較的弱か からみられた変化が一九八○年代まで しかし、アメリカでは一九七〇年代

ていることが批判されていた。 は帝国の構築をめざして、浪費しすぎ 量権が大きすぎると非難され、大企業 トガバナンスのモデルでは、自由裁 経営者については、当時のコーポレ

などの大きなコングロマリットの例が ばそこには、テクストロンとかITT あげられていた。

スのあり方を変えようということにな 現するために、コーポレートガバナン やスローガンとなっていき、それを実 主価値」が、一種のマントラ(呪文) ればならないというものだった。「株 は厳密に株主だけに焦点を合わせなけ コーポレートガバナンスは、評論家 批判する人たちの言い分は、経営者

界的な資金の流れが変わっていった。 より、いろいろな変化があらわれ、 ことになっていった。こうした転換に くことであり、それを目指そうという によると、取締役が株主と連携してい

> なってきた。 化した。これに伴い世界の金融市場で、 四五%が所有しているという状況に変 %に過ぎなかったが、一九八五年には 関投資家のアメリカ株式の所有は一二 金もあげられる。一九六○年には、機 拡大していった。その中には、年金基 ッズ体制の崩壊によって変わってきた。 機関投資家がどんどん力を持つように ルな機関投資家が台頭し、だんだんと そして、大量に株を保有するグローバ 金融体制も一九七三年のブレトンウ

新たな株主至上モデル

務関係者と取締役会のなかで、 ートガバナンス・モデルでは、 アメリカで発達した新たなコーポレ 担を増やすのは悪くないとい 金融財 債務負

う考え方が出てきた。負債が まったわけである。 使うことができなくなってし できなければ、自由に現金を われた。毎月、債務支払いが 営陣も引き締まるだろうと言 務が増えることによって、経 われるようになった。逆に債 ようになった。そして、債務 割合を増やす(債務の増加) どを利用して企業の借入金の 低くて利回りが高い債券)な ジャンクボンド(信用格付が アウト=M&Aの手法)とか、 LBO(レバレッジド・バイ だんだんと増加してくると、 (借金) は別に悪くないと思

マリット化する中で、 徐々に分断され、非コングロ ITTやテクストロンは、 企業は、

そしてその後の発展段階で、

コーポ

いった。 独立した取締役によって構成すること るなど、取締役会の規模は縮小されて 報酬委員会などが創設されることにな 役割が重要になり、監査の対象となっ が規定されるようになり、監査および ていった。そして、過半数は社内から た。事業が集中するなかで取締役会の 一番得意な分野に特化するようになっ

の要件とされていった。 九八〇年代の初期には、これらが上場 の証券取引所でも具体的に表われ、一 こうした新しい動きはニューヨーク

どの人が受けている。ストックオプシ という大きな変化がこの間に起きた。 益を均等化する。一九八○年には、ア %以上が外部からCEOを迎えている だろうと期待された。一九八○年代に 外部からCEOを登用する形が出てき 重要な意味を持つようになった。 CEOにとっても基礎的な給与よりも ョンは、基礎給与を上回るものになり が経過した時点では、CEOのほとん プションを受け取っていたが、二〇年 メリカのCEOの三○%がストックオ クオプションは、経営者と株主との利 が強くなってきたことである。ストッ ストックオプションに依存する度合い になり、さらに二○○二年には、三六 の中で、五%が外部取締役ということ CEOは、 って、企業内の体制を変革してくれる た。外部登用のCEOを使うことによ ブはどんなものがあったのか。まず、 モデル」での取締役へのインセンティ さらに、もう一つの大事な変化は、 それでは、こうした「株主至上主義 『フォーチュン一〇〇〇社』

> 増加するようになってきた。 きた。つまり敵対的買収がだんだんと レートコントロールによる市場が出て

開買い付け)はあったのだが、一九八 になった。これはCEOに対し、株主 圧力にもなるという理屈にもなった。 の価値の最大化を要求していくための ○年代になって、頻繁に見られるよう 以前から、 敵対的なTOB

新モデルの結果

得は二〇世紀初頭のレベルまで戻り、 ことが見てとれる。トップの一%の所 かつての八%から一六%に戻っていっ ソースが株主とCEOへ再配分された のの、配分そのものに着目すると、リ まったか否かについては議論があるも い。新しいモデルにより、効率性が高 ては、リソース配分への影響が興味深 新しいモデルがもたらした結果とし

も確定給付型から確定拠出型へとシフ になった。健康保険も縮小され、年金 ジャー、それから経営者といった順番 ジングの対象が、まずは労働者とマネ リスクの移転が見られた。ダウンサイ カの新しいモデルの結果である。 ステータスが低下した。これがアメリ トしている。そして、人事担当役員の したものであると同時に、 の多くは、資本所得からの増加を反映 こういったトップ一%の所得の増加 従業員への

海を渡る株主上主義

展開しているのか。一九九〇年代は、 メリカ史上最も「強気なマーケット」 アメリカの株式市場が好況を呈し、ア それでは、海外でこのモデルはどう

出するための理由づけにも使われた。出するための理由づけにも使われた。この時、が展開したときでもあった。この時、が展開したときでもあった。この時、が展開したときでもあった。この時、が展開したときでもあった。この時、が展開したときでもあった。この時、が展開したときでもあった。この時、が展開したときでもあった。この時、が展開したときでもあった。この時、が展開したときでもあった。この時、が展開したときでもあった。この時、が展開したときでもあった。ないたの人々は「株主価値モデル」の採着が、アメリカ型をが表すが、であった。

**日本社会の変化と

許容するよう企業に求めた。 は、日本の政府は株式市場の比重を軽中、日本の政府は銀行による長期的な融 がなせ、政府は銀行による長期的な融 では、日本の政府は株式市場の比重を軽 中、日本の政府は株式市場の比重を軽 では、日本はどうだったのか。戦争

一方、戦後の占領時代は、企業法が見直され、株主の権利を制限させていくためのさまざまな手段が講じられ、くためのさまざまな手段が講じられ、一九五〇年代にはいると株式の持ち合一かが一般化されてきた。このときにメ

五○年代~六○年代には、労働側が五○年代~六○年代には、労働側がを関すため、このように、一九七○年代してきた。このように、一九七○年代になると「株主至上主義モデル」がスをあると「株主至上主義モデル」が

ステークホルダーモデル

一九五○年代から八○年代にかけての日本におけるステークホルダーモデルはどういうものであったかというと、ルはどういうものであったかというと、の日本におけるステークホルダーモデの日本におけるステークホルダーモデ

日本の法律では、「企業は株主のもの」となっているが、日本の大企業は、この構成員の利益のために経営されてるすべての正社員(会社員)だった。るすべての正社員(会社員)だった。在社員はリスクから守られ、利益を分かち合い、意思決定にも参加していた。かち合い、意思決定にも参加していた。一方、株主は、重要なグルーだった。一方、株主は、重要なグルーだった。一方、株主は、重要なグルーだった。一方、株主は、重要なグルーだった。一方、株主は、重要なグルーだった。一方、株主は、重要なグルーだった。一方、株主は、重要なグルーだった。一方、株主は、重要なグルーだった。一方、株主は、「企業は株主のも見言葉は「共同体」「企業は株主のものものだった。これが八〇年代に青木のものだった。これが八〇年代に青木のものだった。これが八〇年代に青木のものだった。これが八〇年代に青木のものだった。これが八〇年代に青木のものだった。これが八〇年代に青木のものだった。これが八〇年代に青木のものだった。これが八〇年代に青木のものが、対象が、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会により、日本の大企業は大会によりました。

誰が管理するか

「Jファーム」で、日本型の企業を大材で構成される役員と主要な事業部人材で構成される役員と主要な事業部一人事部なども入っているが一の幹部となっている人だった。このような人となっている人真の利害を代弁していた。な員会で会社員の利害を代弁していた。特別会で会社員の利害を代弁していた。方が、通常は積極的な姿勢はとっておたが、通常は積極的な姿勢はとっておたが、通常は積極的な姿勢はとっておたが、通常は積極的な姿勢はとっておたが、通常は積極的な姿勢はとっておたが、通常は積極的な姿勢はとっておたちの義務感や内部の評価に動機づけたちの義務感や内部の評価に動機づけられていた。換言するとお金ではなく、地位(ステータス)を動機づけにして地位(ステータス)を動機づけにして地位(ステータス)を動機づけにしていたといえる。

日本企業では、幹部といえども給与はそれほど高くはならず、も給与はそれほど高くはならず、メーガのでいない限り、内部に目を光らせている人はおらず、メールが目を光らせている。とも通場合によっては、従業員や労働場合によっては、従業員や労働場合によっては、従業員や労働場合によっては、従業員や労働場合によっては、従業員を労働を光らせている。したモデルはうまく機能していたといえる。

出てきた。
出てきた。
出てきた。

変化への圧力

一九九○年代からの景気停滞を受け、一九九○年代からの景気停滞を受け、日本は変化をすべきだというさまざま日本は変化をすべきだというさまざま日本は変化をすべきだ。金融市場のグローバル化も影響を与えている。外国人投資家の株式の保有率は、東証の場合には一九九○年代からの景気停滞を受け、

行われたことで、メーンバンク制度自行われたことで、メーンバンク制度自行か保有していた持ち合い株の売却がは、○・三三、一九九上年には三倍に拡大して、○・九五となり、一九二九年として、○・九五となり、一九二九年として、○・九五となり、一九二九年とまた銀行の統合がすすみ、かつて銀また銀行の統合がすすみ、かつて銀また銀行の統合がする株式になっていった。GDPに対する株式になっていった。GDPに対する株式になっていった。GDPに対する株式になっていた。

カのような株主価値モデルを採用すべちは日本政府に対して、日本もアメリカ〇年代には、こういった変革者た

ちもこのような発言をする。



日本の取締役

1992

2.0

3.3

株 価

雇用の維持

中である。個人株主の権利は強くなり はそれに対する防衛策を講じている最

敵対的な買収は非常に珍しく、企業

まだ弱い。日本企業の財務部は比較的 つつあるが、アメリカに比べるとまだ

人事部が強いものであり続けて

図表2「あなたにとって何が重要ですか」

対する分配の比重を少なくしていくべ はもっとリスクを担うべきだ、利益に とか、従業員などのステークホルダー 高めていくためにもっと集中すべきだ べきであるとか、会社の幹部は株価を 者によって構成される役員会を設ける きだと推奨してきた。すなわち、外部 きだと主張している。

ていくためのシステムの枠組みを提供

コーポレートガバナンスをサポートし

商法に関わる一連の改正は、新し

している。しかし、これは新しい形を

また、外国人の所有が進むにつれ、レ んだ。そして、ソニーが先陣をきった 外取締役など外部人材の経営参加も進 会も縮小された(七二%が縮小)。社 の注意が払われるようになり、取締役 執行役員という仕組みが拡大していく。 締役会の決定において株価にいっそう オフは行わないものの、早期退職な

そうした結果による変化として、 取 いだろうか。 明性の確保と情報開示になるのではな 要求する法律が成立したことによる透 ースの会計とあわせて、公正な会計を

5.日本のコーポレート・ ガバナンス-変化は緩やかに

では、 株式持合いを行っている。 また、確かに銀行の持合株は減少して される役員会が多く、外部の役員は一 ポレートガバナンスシステムは、日本 程度である。つまりアメリカ型のコー のであることは確かである。取締役会 ドはアメリカよりもゆっくりとしたも いない。あくまでも内部の人間で構成 本が入ったところが大半で、一二五社 ○○二年以降採用しているのは外国資 もアメリカ方式は一般的ではない。二 人にとどめている場合が半数を占める とはいえ日本における変化のスピー まだ一握りの会社しか採用して 九〇%の企業は今でも相互の

(1=重要ではない・・・・・・・4=重要である

米国の人事部門

3.3

2.1

日本の人事部

取締役

2.3

3.2

しての意識が高いといえる。 カ企業よりも社会的な責任や義務に対 いる。また、日本企業の方が、アメリ

するようになってきた。

どを活用したダウンサイジングを実行

役にとって、株価と雇用維持のどちら が重要かを聞いたことがある。 過去に実施した調査で、日米の取締

どではないといえる。雇用の維持につ カよりもはるかに重要視されている。 ている兆候が出ているが、アメリカほ いては、日本の取締役にとってアメリ って株価に対する重要性が高まってき 図表2によると、日本の取締役にと

関連している」といっておられる。

うゆるやかなスタンスのものである。 たい場合、選択が可能な道を開くとい 強要するものではなく、それを採用し

一番大きな変化といえるのは、連結べ

権力 人事部VS財務部

けている。 分たちは五番目に重要であると位置づ 倒的な力を持っており、 内で六部門中三番目と位置づけている。 かとなった。人事部は、自分たちは社 機能の中で力を持っていることが明ら 日本企業では、企画部が圧倒的に本社 一方、アメリカ企業では、財務が圧 方、企業内の権力の配分をみると 人事部は、自

の取締役で、 意しますか」と質問したところ、日本 七%だった。 は九%、アメリカのCFOの場合、六 産手段のひとつであるという考えに同 は株主の財産であり、従業員は単に生 間にはまだまだ大きな違いがある。 答えを得ている。このように企業内権 事が本社機能の中で一番力がないとの 責任者)に対する調査の結果では、人 力をみると、日本とアメリカの企業の また、 もう一つ、連合総研が調査で「企業 この差には著しいものが

アメリカのCFO そうであると答えた割合 (最高財務

なぜ変化が遅いか

利益率(ROA)や株価の動向に大い 情報開示のみがROAと(よい方に) よると、 に関連しているかどうかの確証はない 利、あるいはブロック所有が、純資産 島英昭先生の研究にある。この研究に か。ひとつの答えが早稲田大学の では日本の変化がどうして遅かっ 「取締役会の構成、株主の権

明性が高い企業の方がROAが高くな 株主の権利などで左右されることはな いというわけである。 っているということで、 ということは、情報開示を行い、 取締役の構成

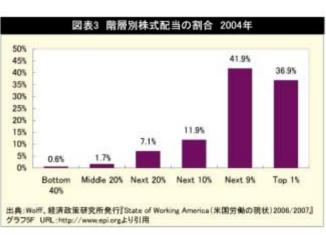
的な部分をも変えていかなければなら えようとするならば、 られる。コーポレートガバナンスを変 補完性をもっているからであると考え が、会社のさまざまな部分と制度的な 理由は、結局コーポレートガバナンス ない面があった。 したがって、日本の変化が遅かっ 日本企業の特徴

と思うようになったこともある。 ルが企業の理想的な形ではなさそうだ 企業も思うようになる。アメリカモデ ルを採用する必要はなさそうだと日本 が起こるならば、別にアメリカのモデ アメリカのような企業スキャンダル

社会における結果

に比べれば低いレベルにとどまってい 本でも不平等が拡大しているが、米国 懸念されている。一九九七年以来、日 日本は不平等と不安定になることが

○○五年は平均的な社員の二六二倍の たとえば、アメリカのCEOは、二



図表4 トップの収入が全体に占める割合

トッフ 196

8(7)

15(8)

2(1.7)

6(2)

トップ 5%

24(20)

30(21)

日本

はここまでの差はない。 酬を受け取っているが、 日

本企業で

格差が開くのをある程度抑えていたと 生じないような仕組みになっていて、 があったので、このような不平等性が 比較して、日本では、古い経営モデル なかったといえる(図表3)。これに わけだが、中流家庭の収入には影響が ちの報酬、収入はますます増えていく 式市場の動きは、 株をそれほど所有していないので、 い。したがって、米国のトップの人た また、アメリカの中間層の家庭は、 大きな影響を与えな

る(図表4)。この図から、日本のト ら二○○二年の間にほとんど変わって ップの富裕層の収入は、 九八〇年と二〇〇二年で比較してみ トップの収入が全体に占める割合を 一九八〇年か

ルはどの程度安定しているのかも課題

基づいている日本のコーポレートモデ

そして、法律ではなく、社会規範に

きている。 ちろん、日本にも変化があった。しか が、日本はこうした所得のシフト自体 し、アメリカの方が大きな変化が出て がアメリカと比べると大きくない。も 上位に対する収入が増えていった形だ いないことがわかる。アメリカはより

6.コーポレートガバナンスの 将来―日本とアメリカ

しかし、 ティーであり、上層部の収入は時間 り強力で、会社はまだ一種のコミュニ 職はより安定し、企業では人事部がよ ゆっくり移行している。したがって、 かし、日本はアメリカと比べて、より に関しても市場志向になっている。し 重視になってきている。そして、雇用 などが原因で伸びが余りない 経過してもそれほど変わっていない。 アメリカと日本の企業両方とも株主 下層では、非正規雇用 の増 加 が

> も認識している。 重視しながら、他のステークホルダー 日

2002年(1980年)

トップ 0.01%

0.6(0.4)

2(0.6)

るわけである。 と、株式会社におけるステークホルダ る。つまり、アメリカの経験からいう 公開の仕組みをとっているところであ いう企業はほとんど私企業で、 候がいくらか見られる。しかし、こう アメリカでも職の安定やステークホ 型アプローチには株式市場が干渉す ダー精神の面でハイブリッド型の兆 株式非

今後どのように発展していくかを見る クホルダーシステムに干渉するように さらに金融化して、株式市場がステー ときに大きな注目点となる。 なるかを注目したい。これは、 今後を考えると、日本社会や企業が 日本が

今後に向けての疑問点

でも日本でも金融化が進み、 きる可能性もないとは言えない。 き過ぎになることがあれば、 二〇世紀の初めのように、 反動が起 それが行 アメリカ

なってくる。 持することができるかどうかが問題 を国際金融市場からの圧力のもとで維 社会でもステークホルダー型の価値観 クも高まる。そこで恩恵を受けるのは 企業や労働市場の柔軟性が増せばリス 不平等を許容できるかどうかである。 体だれかということになる。どんな 今後の課題は、どこまで日本社会が

?かして発展させている。 株主をより 本はハイブリッド型のシステムを

考えてなければならない。まだまだ、 ford M Jacoby/カリフォルニア大学 サンフォード・ 検討されるべき課題は多い。 コストとベネフィット、 ての議論は多くない。エコノミストは 0) 議論がある一方、コストの点につい 株主至上主義の利点に関して、多く M・ジャコビィ 両方の観点を

arative Labor Law & Policy Journal) -ド・ノーブル寄付講座教授を務める。 CLAで教鞭をとり、現在同大ハワー 済学の博士号取得。一九八○年よりⅡ カリフォルニア大学バークレー校で経 ダーソン経営大学院教授。 ロス・アンゼルス校(UCLA)アン 『比較労働法政策ジャーナル(Comp ペンシルバニア大学で学士号取得後

ate Governance and Employment Rela-ら日本語版(邦題 版局から英語版が、東洋経済新報社か は、二○○五年にプリンストン大学出 tions in Japan and the United States: 術誌の編集委員を務める。最近の著書 メリカの人事部』) The Embedded Corporation: Corpor-『日本の人事部・ が出版された。

の共同編集者であり、他に九誌の学